



Title	教職高度化研究部門
Citation	子ども発達臨床研究, 13, 90-92
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73656
Type	bulletin (other)
File Information	110-1882-1707-13.pdf



[Instructions for use](#)

教職高度化研究部門

2018年度は教職高度化研究部門の研究員の交代を行った。それまでの大野栄三教授、近藤健一郎准教授、張揚助教の3人から、近藤健一郎准教授、張揚助教を浅川和幸教授、篠原岳司准教授に入れ換えた。これは後述する教職高度化研究部門の基本方針の変更に基づくものである。

ここに象徴されるような転換とそれを体現する取り組みの実施、今年度の場合は主にシンポジウムが事業内容となった。

1. 教職高度化研究部門の位置づけに関する問題

「子ども発達臨床研究センター」（以下、センター）全体の機能の変更のねらいについては別項に譲るとして、教職高度化研究部門の理解は、次のようなものである。これまでのセンター各部門は、教育学研究院の研究機能の外郭的延長という意味づけをもっていたと考えられる。教職高度化研究部門で大野栄三教授が進められてきた国際的なシンポジウムの実施や、張揚助教が進められてきた北海道大学教職課程履修者の進路調査もそのよう考えられる。

2018年度にセンターで数次に渡って行われてきたセンターの見直しに関する議論は、研究院の研究機能とセンターの研究機能との二重化、それぞれの教員にとってのその区別（「二足の草鞋」）、予算の二重化問題の整理に関わるものであった。教職高度化研究部門においては、それを以下のように整理することを考えた。

何よりも、研究の基盤をなす教職それ自身の大きな変更（新しい学習指導要領と教員育成協議会）と「人口減少」のもとで否応なく進められている北海道の学校統廃合（学校の存続）問題という条件の下で、何をなすべきかが問題となっていると現状を理解した。この条件の下で、教育学研究院と教育関連職（教職高度化研究部門の場合はとりわけ教員）と教育関係機関（北海道立教育研究所、

各教育委員会）との連携機能を強化し、連携過程に内在する中で研究するという位置づけへ変更を図るべきであるとの考え方である。

少なくとも連携に内在する研究の課題は2つある。それぞれが北海道の教育現場との連携の中で進められるものである。第1に北海道固有の困難と切り結ぶ教員養成・研修研究、第2に「人口減少」の下で進むとりわけ地方の小規模校の存続の問題である。しかしながら、北海道に内在するとは言っても、これが「内閉」を意味するわけではないことは言うまでもない。近年の学校教育と教員に関わる枠組みの大変化は、戦後の教育制度が確立したと言われる1958年に匹敵するものである。特に、学校と教員に関わる様々な見直しへの注視をも伴わなければならない。また、北海道は日本の教育の近未来を先取りする「課題先進地」であるから、北海道に内在する研究を連携の中で進めることは、日本の教育学へ固有の価値をもった発信をする可能性も大いに含むものとなる。

2. 2018年度の教職高度化研究部門の方針変更に関わる取り組みについて

(1) 学外研究員の委嘱に関わって

昨年度の学外研究員は、柴田好章氏（名古屋大学・教授）、姫野完治氏（北海道教育大学大学院教育学研究科・准教授）、石川浩一氏（北海道札幌北高等学校・教諭）であったが、上述した意図で変更を行った。姫野完治氏（北海道教育大学大学院教育学研究科・准教授）は留任していただき、北村善春氏（北海道立教育研究所・所長）、川前あゆみ（北海道教育大学釧路校・准教授）に交代した。これは、後述するシンポジウムの企画と関わっていた。

(2) 連携の追求について

教職高度化研究部門の方針の変更に伴って、北海道立教育研究所との連携を模索するために、2

度に渡る懇談を行い、連携の在り方や課題について検討を行った。さらに、2018年度に研究院で進められた北海道教育委員会との連携について積極的に関わった。

3. 「北海道における教育の課題」シンポジウムについて

(1)シンポジウムの企画とねらい

シンポジウムの名称は、「人口減少・課題先進地北海道における教育の課題 近未来の学校存続のために、何を考えなければならないか」である。シンポジウムの名称の通り、「人口減少」の最前線とも言える北海道の教育課題は、山積している。

例を上げてみよう。高校においては、広大な北海道において高校教育を受ける権利を守ることが可能な限界まで統廃合が進められている。その限界の学校類型が、「地域連携特例校」である。生徒数が1間口10人（ひとつの学校が30人）以上の高校の暫定的な存続に踏み切らざるを得なくなった。このような状況下で、地方の高校は地域課題に応える形で言えば「地域化」が進められている。

他方で、学校の小規模化や「地域化」は学校・教員制度の大きな変更と合わせて、北海道の教育課題が個別のそれぞれではなく、展望をもった深い理解を共有化するなかで、教育に関わる当事者（機関）の連携を必要としている。

基調報告を行った北村善春氏は教員研修に引きつけて、これからの教員に求められる視点は、「教育課程、地域社会、児童生徒、保護者、関係者、働き方」に渡る「目的意識の共有とつながりから「新しい価値や仕組み」を創造する営みを生みだす視点」の必要性を訴えていた。

まず、「教育の課題とは何か」という現状理解の深化から今年度はスタートすることになった。

(2)シンポジウムの実施

シンポジウムは2018年12月15日に北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟において行われた。

基調講演は、前述の北村善春氏である。タイト

ルは「北海道における教育課題と現職教員研修の観点からみた教育研究の期待」として、新たな発想の現職教員研修の実践の紹介と教育研究、特に大学への要望——大学における研究の特に、「実践の理論化」や学校経営の科学化（学校経営学）が語られた。

続いて、話題提供として北海道の若手教育学研究者から、各人の研究に引きつけて北海道の教育課題が語られた。

話題1は、篠原岳司氏（北海道大学大学院教育学研究院・准教授）が、「北海道地方小規模校の現状と存続の条件——条件整備の課題」として、フィールドとする道立を移管して町立化した奥尻高校の事例をもとに講演が行われた。

話題2は、宮前耕史氏（北海道教育大学釧路校・准教授）が、「地域をともにつくる学校の先生になる——学校外との連携で教員は育つ——」として、フィールドとする十勝支庁浦幌町の地域づくりと学校づくりを連動させた実践（「うらほろスタイル」）から地域づくりの連携の中で学校の創造と教員の育ちが連動的に進むことを講演した。

話題3は、姫野完治氏（北海道教育大学大学院教育学研究科・准教授）が、「課題先進地・北海道の教育を担う人材をいかに育むか」として、北海道の教員に関する統計等の資料を下に、格差が大きい北海道における教員の移動が従来の養成を不適應に陥らせていることを、これを防ぐためには、（学校に閉塞しない）「開かれた教員」とそれを推進しうる学校像や研修像が必要であることを講演した。





この後討論が行われた。様々な論点の検討が必要であったが、大きくは学校・教育が地域化と自律化せざるを得ない中で、地域格差を梃子にした移動する教員との矛盾を中心に議論が進行した。

シンポジウムの参加者は、関係者を除き66人であった。北海道の教員養成全般に関わる将来問題を扱ったというテーマの関係で、大学では札幌国際大学、東海大学、北翔大学、北海学園大学、北海道教育大学(札幌校・釧路校)、北海道大学(教員、大学院生、学部学生)が、そして北海道立教育研究所の所員、北海道教育庁・教育委員会、自治体教育委員会、札幌市と他の自治体の小学校・中学校・高校の教員(教諭・校長)、教育関係NPO職員等の多様な参加者となった。

(3)シンポジウムの成果と課題

シンポジウムは近未来の北海道の教育を考える上でとって貴重な資料であるため、報告書を作成することになった。年度内発行を目指している。

また、このシンポジウムは入り口にすぎない。明らかになった課題は、「北海道の教育課題」その

ものがさらに深められる必要があるだけでなく、それが抱える有機的な全体を一体的に改善に向けて、あるいは改善を越えた営みの創造である。そのための連携を進めて行くことこそが課題である。

4. 来年度に向けて

2019年度に向けて、新体制と新事業についての議論を進めている。基本的な方向性は、「1」で示した通りである。教育学研究院と教育関連職(教職高度化研究部門の場合はとりわけ教員)と教育関係機関(北海道立教育研究所、各教育委員会)との連携機能を強化する。そして、連携過程に内在する中で研究を推進するという位置づけへ変更を図る。そのために、教職高度化研究部門のメンバーと学外研究員の入れ換えを行いたい。

事業は次のように進める。

まずは、連携の実を作るための営みの推進である。北海道の地方の高校の学校づくりプロセスへの参画を梃子に、連携と研究の深化を図る。

次に、来年度は教職高度化研究部門のもうひとつの柱である、学校と教員に関わる様々な制度の見直しの方向性についての情報収集とそれへの対応方針の模索について取り組む。「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」の報告書を受けて始められた全国的な取り組みが、北海道大学のような総合大学の教職課程にどのように波及するのか、他の総合大学の教職課程の取り組みへの影響について情報収集を行わなければならない。